

憲法違反の安全保障法制関連法案の採決に抗議し、
直ちに廃止するよう求める会長声明

今月19日、参議院本会議における採決により、憲法違反の平和安全法制整備法及び国際平和支援法（以下併せて「安全保障法制関連法」という。）が成立した。

集団的自衛権行使を可能とする同法が日本国憲法に違反するものであることは、当会のみならず、日本弁護士連合会ほか全国の弁護士会、弁護士会連合会が繰り返し指摘し、圧倒的多数の憲法学者、元長官を含む元最高裁判所裁判官や歴代の元内閣法制局長官が明言しているとおりである。

当会は、これほどまでに明白に違憲と指摘される安全保障法制関連法を成立させた両議院に対し強く抗議するとともに、憲法違反の同法を直ちに廃止するよう求める。

また、政府に対し、憲法違反の同法を執行することのないよう求めるとともに、重ねて、2014年7月1日の憲法違反の閣議決定を撤回するよう求める。

2015年（平成27年）9月24日

大分県弁護士会

会 長 西 畑 修 司